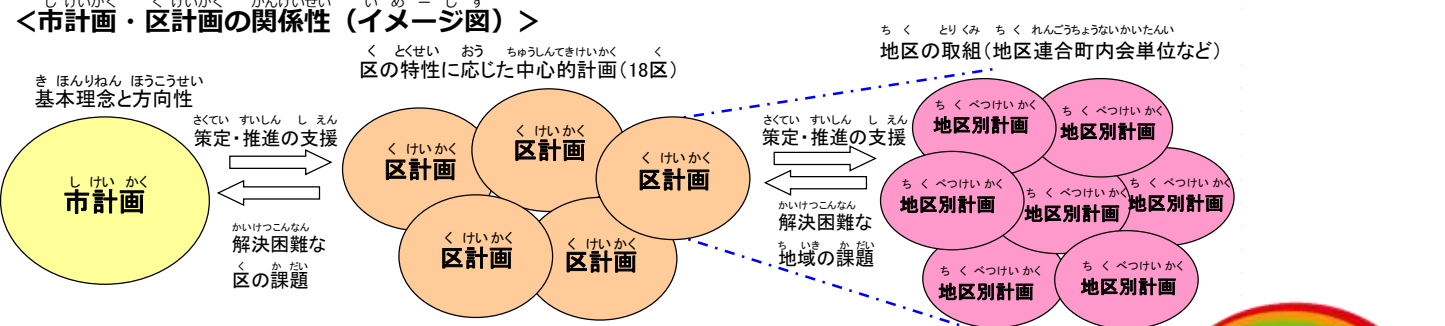


3 ちいきふくしほけんけいかく 地域福祉保健計画では…

誰もが身近な地域で安心して健やかに暮らせる地域づくりをめざし、市民、事業者、行政が協働で地域の課題解決に向けた取組を進めることを目的としています。



※ 第3期計画から、愛称を「よこはま笑顔プラン」とし、横浜市地域福祉活動計画（市社協）と一体的に策定・推進しています。



第4期 横浜市地域福祉保健計画（素案）に関する パブリックコメント

みなさまの御意見を募集します。

募集期間 平成30年5月28日（月）から平成30年6月29日（金）まで

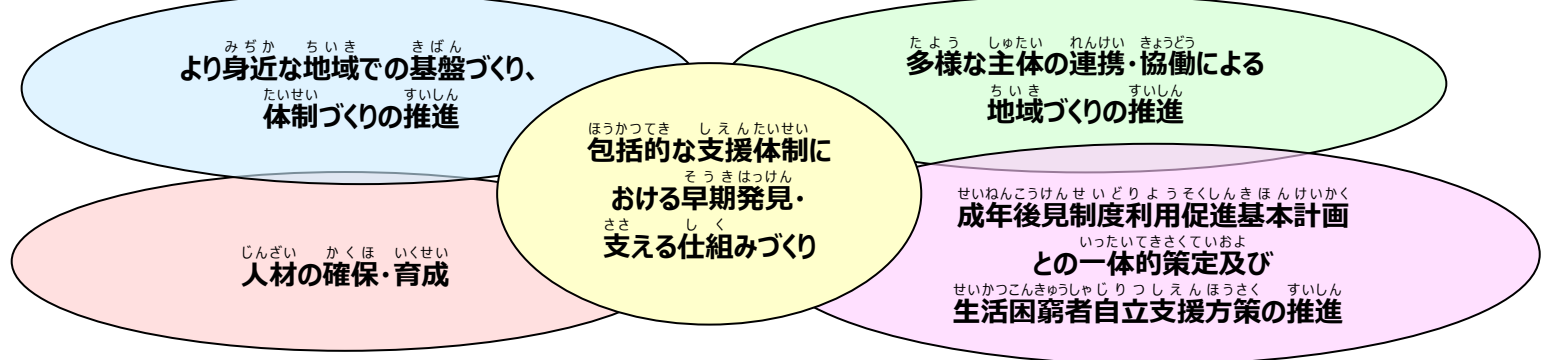
横浜市では、平成31年度から平成35年度までの5年を計画期間として、第4期の横浜市地域福祉保健計画を策定しています。この度、第4期の横浜市地域福祉保健計画（素案）をまとめましたので、市民の皆様の御意見を募集します。

※以下、横浜市社会福祉協議会を市社協、区社会福祉協議会を区社協、地区社会福祉協議会を地区社協といたします。

1 いま ちいきふくしほけんけいかく ひつよう 今、なぜ地域福祉保健計画が必要とされているのでしょうか？

横浜市は、2025年には65歳以上人口が100万人近くになると予測されていますが、高齢化の進展にとともに、支援が必要な人は今後ますます増加するものと考えられます。横浜市地域福祉保健計画が始まって第4期で16年目を迎えます。以前に比べて市民活動も盛んになり様々な取組が行われている一方で、まだまだ地域とつながりを持っていない方の課題もあり、より一層、身近な地域の支えあいやつながりづくりが必要となってきています。高齢者だけでなく、子どもや子育て世代も、障害児者も、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるための取組を進めることが、今後さらに求められています。

第4期の計画は、ここがポイントです！



市計画	区計画	
	区（全体）計画	地区別計画
基本理念と方向性を提示し、区計画を支援する計画	市内18区の特性に合わせた、区民に身近な中心的計画	住民主体で地区の課題に対応するため、地区が主体となり、地区と区・区社協・地域ケアプラザとが協働で策定・推進する計画

お問い合わせ先

横浜市健康福祉局福祉保健課 計画担当
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
電話：045(671)3567 FAX：045(664)3622
電子メール：kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp



郵便はがき
231-8790
017

〈受取人〉
横浜市中区港町1-1

横浜市健康福祉局
福祉保健課 計画担当 行



氏名
住所

- 年代 1 20歳未満 2 20～39歳 3 40～64歳 4 65～74歳 5 75歳以上

第4期 横浜市地域福祉保健計画（素案）への御意見をお寄せください。
募集期間 平成30年5月28日（月）から平成30年6月29日（金）まで

- ＜提出方法＞
- はがき（切手不要、6月29日消印有効）
（左のはがきを切り取り、御使用ください。）
 - FAX：045(664)3622
 - 電子メール：kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp
※メールの件名は「パブリックコメント」と表記してください。

- ＜注意＞
- いただいた御意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日ホームページで公表します。個別の回答はいたしませんので、御了承ください。
 - いただいた御意見は公開される可能性がありますので、御承知おきください。
 - 御意見に付記された氏名、住所等の個人情報につきましては適正に管理し、本案に対するパブリックコメントに関する業務にのみ利用させていただきます。
 - その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って適正に取り扱います。

「第4期市計画(平成31年度～35年度)」の体系図

基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなで作ろう

推進の柱

推進の柱 1

地域福祉保健活動推進のための基盤づくり

- 住民の生活やニーズに近い自治会町内会レベルの活動の拡充を支援できるような必要取組を実施します。
○地区連合町内会、地区社協を支援し、課題に応じた総合的かつ重層的なネットワークの構築を進めます。
○住民が信頼でつながるように福祉意識の醸成に取り組めます。
○区役所、区社協、地域ケアプラザの組織内及び相互連携を一層強化します。

推進の柱 2

身近な地域で支援が届く仕組みづくり

- 身近な地域ごとに多様な主体と関係機関の連携・協働による課題の把握から解決までの取組が一体的かつ重層的に機能する仕組みづくりを上げていきます。
○市の成年後見制度利用促進基本計画として位置づけるとともに、権利擁護が必要な人への取組を推進します。
○健康づくりをきっかけとした地域づくりを進めます。

推進の柱 3

幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進

- 地域でつながる機会や多様な選択肢の提案などを通じて幅広い市民・主体の参加を一層進めます。
○社会福祉法人をはじめ、施設、企業、学校など多様な主体の連携・協働による地域づくりを進めます。

重点項目 主な取組

1 地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実

- ◇区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり
◇地域の特性をふまえた地域支援の促進

2 地域福祉保健活動を推進する関係組織・団体への支援

- ◇地区連合町内会、地区社協等のネットワーク・調整機能の拡充
◇活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実

3 誰もがお互いを受け入れ、共に支えあう意識の啓発と醸成

- ◇多様性を理解し、同じ地域の住民として受け止められる風土づくり
◇住民相互が理解・協力し合う気持ちを育てるためのつながりづくり

4 地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり

- ◇地域福祉保健活動を推進するための地域の人材づくり
◇地域福祉保健活動に求められるコーディネート機能の向上
◇活動資源を確保するための支援

1 見守り・早期発見の仕組みづくり

- ◇見守りの輪を広げる
◇気づきをつなぐ、情報共有の仕組みづくりを進める

2 地域住民と支援機関及び関係機関の連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実

- ◇地域の中で地域住民と関係機関が連携し、支えあう仕組みづくりを進める
◇地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくりを進める

3 身近な地域における権利擁護の推進

- ◇関係機関等と連携した権利擁護の推進
◇成年後見人等への支援の推進

4 幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実

- ◇地域とのつながりづくりや連携を通した健康づくりの推進

5 支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり

- ◇必要な支援が届く仕組みづくりに活用できる施策の推進

1 幅広い市民参加の促進

- ◇地域でつながる機会の拡大
◇社会参加等につながる多様な選択肢の検討・実施

2 多様な主体の連携・協働による地域づくり

- ◇社会福祉法人の地域貢献の推進
◇企業、NPO、学校等との連携強化

3 幅広い市民参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり

- ◇新たな活動の立ち上げや継続するための支援策の提供



内容の詳細については、

「第4期横浜市地域福祉保健計画(素案)」を御覧ください。

詳細版は、下記ホームページ

http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/keikaku/
に掲載しているほか、各区役所広報相談係及び横浜市健康福祉局福祉保健課並びに各区社協、市社協、地域ケアプラザで御覧いただけます。
閲覧に際して配慮が必要な点がある場合は、裏面「お問合せ先」まで御連絡ください。

御意見欄
期間：平成30年6月29日(金)まで

「第4期 横浜市地域福祉保健計画(素案)」
について自由に御意見をお寄せください。

きりとり線

どうもありがとうございました。